



宮 崎 県 公 報

平成30年12月6日(木曜日)号外 第45号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

選挙管理委員会告示	頁
○宮崎県知事選挙の選挙期日	1
○宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式	1
○宮崎県知事選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	1

○宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時	1
○宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日	1
○宮崎県知事選挙における政見放送等の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時	1
○宮崎県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時	2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第47号

任期満了による宮崎県知事選挙を次のとおり執行する。
 平成30年12月6日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
 選挙の期日 平成30年12月23日

宮崎県選挙管理委員会告示第48号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。
 平成30年12月6日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

こうほしゅしめい 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	◎ 注意 平成三十年十二月二十三日執行 宮崎県知事選挙投票 宮崎県選挙管理委員会之印
-------------------	---	---

備考

- 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 薄い黄色の用紙に黒刷とする。
- 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

る。

宮崎県選挙管理委員会告示第49号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。
 平成30年12月6日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選 挙 長		選挙長の職務代理者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
宮崎県宮崎市月見ヶ丘4丁目4番12号	吉瀬 和明	宮崎県宮崎市霧島4丁目32番3	日高 幹夫

宮崎県選挙管理委員会告示第50号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。
 平成30年12月6日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明
 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
 2 日時 平成30年12月25日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第51号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法(昭和25年法律第100号)第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示できる日は、平成30年12月6日とする。ただし、候補者届の受理後とする。
 平成30年12月6日
 宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会告示第52号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙において、各候補者が公職選挙法(昭和25年法律第100号)第150条第3項の規定により行

う政見放送の順序並びに日本放送協会及び基幹放送事業者が同条の政見放送を行わない候補者について同法第 151 条第 3 項の規定により行う経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成30年12月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 平成30年12月6日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第53号

平成30年12月23日執行の宮崎県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 167条第 1 項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成30年12月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 平成30年12月7日 午後5時30分から